

井田病院高圧蒸気滅菌装置（オートクレーブ）保守業務委託仕様書

1 目的

本件は、高圧蒸気滅菌装置（オートクレーブ）保守業務及び「ボイラー及び圧力容器安全規則第73条」の規定による性能検査を受けるために必要な整備について、専門的な知識と技能を有する受託者に委託することにより、機器の適正な管理運営を推進し、もって市立病院における患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日まで令和9年3月31日まで（1年間）

3 履行場所

川崎市中原区井田2-27-1 川崎市立井田病院

4 保守業務対象機器構成

- ・高圧蒸気滅菌器（三浦工業㈱製） RG-32FV 2台
- ・高圧蒸気滅菌器（三浦工業㈱製） RG-18FV 1台

5 保守内容

(1) 点検業務

ア 点検業務については、年1回(2月1日～3月18日まで)と定め、その都度必要な点検作業を行なうものとする。

イ 点検業務は、川崎市が指示する日時に行うものとする。

ウ 点検項目は、以下のとおりとする。

① 2月1日～3月18日性能検査点検+交換部品

- ・検査点検対象 RG-32V 2式
- ・検査点検対象 RG-18FV 1式
- ・エアフィルター 5個
- ・ドアパッキンRG-32FV用 2個
- ・ドアパッキンRG-18FV用 1個
- ・内、外缶用安全弁 6個
- ・リボイラ用安全弁 3個
- ・缶内温度分布測定 3式
- ・受検申請手数料 1式
- ・内缶用スチームトラップ 3個
- ・外缶用スチームトラップ 3個
- ・スチームトラップ用逆止弁 9個

エ 性能検査日を、川崎市、検査機関、整備業者と調整すること。

オ 点検業務及び性能検査は、土曜日または日曜日に実施することとし、月曜日には川崎市の業務に支障がないようにすること。また、有効期間までに行うこと。(参考:

直近有効期間 令和9年3月18日)

カ 受託者は、性能検査に立合うこと。

キ 性能検査費用は、受託者の負担とする。

(2) 故障時対応

機器が故障したときは速やかに技術員を派遣し修理を行い、機能を回復させること。

(3) その他（費用負担）

ア 定期点検及び性能検査点検に必要な交換部品費用、故障時対応費用（部品費用を除く）は、受託者負担とする。

イ 定期点検及び性能検査点検において、定期交換部品以外の交換が必要と思われる部品があった際は、川崎市に報告し指示に従うものとする。

ウ 定期交換部品以外の部品、故障時対応用部品の費用は、川崎市の負担とする。

6 委託料の請求

受託者は、業務報告書の確認を受けた後、川崎市の指定する方法により請求するものとする。委託料の請求は、契約期間が完了後に請求すること。

また、委託料請求時には、報告書を添付すること。

7 感染防止対策

受託者は業務を遂行する上で、病院という施設の特殊性を考慮し、井田病院院内感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて、保守点検作業を行うこと。また、万が一業務従事者が感染症等に感染した場合には、川崎市の指示に従い、当該業務従事者への処置及び他の者に感染することが無いように感染症対策を迅速に講ずること。なお、これらの処置にかかる費用については、受託者の負担とする。

8 業務の引継ぎ

次年度契約を承継した業者には、川崎市の通常業務が行えるよう、業務内容の引継ぎを行うこと。

9 サービスエンド

サービスエンドについて、契約開始日にその期日が分かっている場合は通知し、契約期間中に新たに判明したものについても判明した時点で即時川崎市へ通知すること。